

午前十時

開議

○議長(貫井喜代次君) ただいまから昭和五十一年第三回福生市議会定例会第二日目の会議を開きます。

○議長(貫井喜代次君)

この際、今日の日程等について議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

(議会運営委員長 岩田 博君 登壇)

○議会運営委員長(岩田 博君) 御指名でございますので、きのうの議会運営委員会で、今日の日程について検討いたしました結果について報告いたします。

今日の日程は、お手元に御配付のとおりきのうの未消化分と、局長から報告があった陳情一件、請願一件でございます。陳情、請願の付託先はお配りしてある資料のとおりでございますが、陳情第二号については、内容の項目から見ても、一部総務委員会以外の委員会に該当するような部分もあるうかと思われませんが、種々検討の結果、趣旨が全項目とも使用料の問

題に関連するものであるという見解から、議会運営委員会といたしましては、本陳情を総務委員会に付託することに意見の一致を見た次第でございます。御了承をお願いいたします。

なお、理事者から、本年度の敬老大会のことについて全員協議会の申し出がございましたので、きのうお知らせしてある教育委員の選任とあわせ、全日程終了後に行うことを委員会は了承しておりますので、あらかじめお含みおき願います。

よろしく御協力をお願い申し上げます。報告といたします。

○議長(貫井喜代次君) ただいま委員長から報告されたとおり、本日の議事を進めますので、よろしく御了承願います。

○十七番(関 米吉君) ただいま委員長から、本日の全員協議会の議案について、敬老会の件に関するということのを、議事終了後というお話しかありましたが、本件はこれから問題になる予算に関係があるかと思う。したがって議事終了後という形でなしに、中間的に開いていただきたいと思います。

○議長(貫井喜代次君) 暫時休憩いたします。

午前十時四分 休憩

午前十時三十五分 開議

○議長(貫井喜代次君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
先ほどの閣議員からの発言について、議会運営委員会において検討されましたので、委員長から報告をお願いいたします。

(議会運営委員長 岩田 博君 登壇)

○議会運営委員長(岩田 博君) ただいま休憩中に議会運営委員会を開催し、昨日とけさほど報告した全員協議会は、議事進行の都合上、議案審議に先立って行うことにいたしましたので、御了承を願います。

○議長(貫井喜代次君) 以上で報告は終わりました。

お諮りいたします。

ただいま委員長から報告されたとおり議事を進めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君)

御異議なしと認めます。

さよう決定いたします。

した。

暫時休憩いたします。

午前十時三十六分

休憩

午前十一時五分

開議

○議長(貫井喜代次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより日程に入ります。

○議長(貫井喜代次君)

日程第一議案第百一号 福生市国民健康保険
条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民課長 田村忠雄君 登壇)

○市民課長(田村忠雄君) 議案第百一号福生市国民健康保険条例の一
部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、低所得者に対する保険料の減額の関係でございます。国

民健康保険料につきましては、前年度所得が一定基準以下の世帯に
つきましては、均等割りと平等割りをそれぞれ四〇%ずつ減額する規
定になっているわけでございます。この減額の基準となります額を定め

るために、被保険者一人につきまして乗ずる金額が、地方税法の施行令に
定められているわけでございますが、今回、地方税法の一部が改正されまし
た関係で、これを整備しようとするものでございます。

内容でございますが、第十八条の二第二号は四割減額の関係でございま
して、従来、被保険者一人につきまして乗ずる金額が十三万円でございまし
たのを、十四万円に改めようとするものでございます。附則におきまして、公布

の日から施行いたします。五十一年度分の保険料から適用するということ
でございます。

なお、御参考まででございますが、第十八条の二第二号の四割減額の
関係では約二百世帯で六十万円程度の減額になるかと思っております。それと
第十八条の二第一号の方が約五百世帯百五十万円程度で、あわせまして二

百十万円程度の減額を見込んでゐるわけでございます。なお、この減額分につきましては、国の調整交付金で金額補てんしていただくことになっております。

はなはだ難駁でございますが、説明を終わらせていただきます。慎重御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百一号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま森田治男君から、本案は厚生委員会に付託されたいとの動

議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。よって議案第百一号は

厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第二議案第百二号 福生市手数料条例の一部

を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案第百二号 福生市手数料条例の一部を改正する条例について、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本市の手数料条例のうちで、手数料の金額を定めております印鑑証明書の発行、住民票等の写しの交付、その他証明及び閲覧等の際に徴収すべき手数料の金額は、昭和三十二年九月十四日に一件について四十円、又は五十円と料金を定めまして以来、その後手数料の額を改正していません。今日

まだ十九年間を経過いたしております。

その間において、国から市への機関委任事務でございます戸籍関係の手数料は、本年五月一日から国の政令の改正によりまして、当時のおおむね二倍の額に引き上げられ、又、都内二十六市のうちの大半の市が本年度に入りましてから、市の条例で定める印鑑証明や住民票関係の手数料の金額につきましては、従来一件につき四十円又は五十円でありましたものをすべてに一率百円に改正済みでございます。本市におきましては、他市の例にならうとして、本案記載のとおり、原則として他市と全く同じ手数料の金額に改めようとするものでございます。

改正条例案の内容の説明に移らせていただきます。

条例のうち、改正しようとする場所は第二条の関係でございます。本市も他市の例にならう、それぞれの手数料の金額を現行料金のおおむね二倍に当たる百円に改めようとするものでございます。特に住民票その他の閲覧手数料につきましては、最近デパートや通信販売会社などが通信販売をするために、住民票を長時間にわたって閲覧していく事例が月に二、三

件か、五、六件はございますので、この点につきましても他市の例にならうとして、百円で閲覧できる時間は現在は一時間でございますが、これを三十分までに短縮制限しようとするものでございます。なお、附則におきましては本条例の改正が手数料の額の改正であるという特殊事情を考慮いたしまして、市民への周知徹底の期間を十二分にとりますために、施行期日は十一月一日と定めようとするものでございます。

この機会に本条例の改正によりまして手数料の増収見込額を御参考のために申し上げますと、本年度で約百八十万円の増収、来年度以降の平年度に直しまして年間約四百三十万円程度の増収になる見込でございます。

御審議をいただきまして、原案とおり御可決御確定あらんことをお願い申し上げます。

○議長(貫井喜代次君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十九番(大野行夫君)

ただいま提案理由の説明の中で、約二倍の値上げ

になるということです。公共料金の値上げということは市民生活の全般的な物価の値上げに関係する恐れがあるような感じがいたします。その点をどのように配慮してこの値上げ案を提案されたか。

もう一点は、昼休みの窓口が唱えられて五年近かつておりますが、この昼休みの窓口を実施する考えがあるか、又、技術的にいつごろやる予定になつてゐるか、この二点について伺いたい。

○助役(篠崎俊夫君)

第一点の公共料金の値上げにつきましては、福生独自で公共料金を上げていこうという考えはもうありません。ただ今回の場合は、他市加すでこの四月から、具体的に申し上げますと、青梅と三鷹と清瀬、福生を除いては、全部今回提案申し上げました料金にすでに改正済みでございます。やはり都内の各市は、こういった手数料につきましては同じ額でいくのが好ましいと考えますので、今回、おくれはせながら御提案申し上げた次第でございます。

第二点の窓口事務につきましては大変おくれしております、まことに申しわけございません。市民課の窓口につきましては、何とか十月一日から実施

することを目標にいたしまして、市長からも厳命を受けまして、ただいま最大限の努力をしております。何とか十月一日から実施したいと考えておる次第でございます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(木村治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百二号については、総務委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま木村治男君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。

よつて議案第百二号は

総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第三 議案第百三号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長 八木房雄君 登壇)

○福祉事務所長(八木房雄君) 御指名をいただきまして、議案第百三号 福生市児童育成手当条例の一部を改正する条例の提案理由を御説明いたします。

児童育成手当制度の充実を図るために、今回都の改正に伴いまして本条例を整備する必要が生じたためでございます。

内容につきましては、第五条第一項の支給要件児童一人当たりの金額欄中、三千五百円を四千円に改めようとするものでございますが、これは育成手当でございます。片親一人に育てられています児童に差し上げるものでございます。それから五千五百円を六千円に改めようとするものにつきましては、障害者の受の手帳を保持している方に差し上げる金額でございます。当市におきましては、受の手帳は一度から三度、身障者は一級から二級のものに該当するわけでございますが、約四十名おられます。

以上、はなはだ簡単な説明でございましたが、慎重審議いただきまして、原案どおり御決定くださるようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(森田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百三号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま森田治男君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 よつて議案第百三号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第四 議案第百四号 福生市老人福祉手当条

例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(福祉事務所長 八木房雄君 登壇)

○福祉事務所長(八木房雄君) 御指名をいただきまして、議案第百四号福生市老人福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

この改正につきましては、東京都が今回老人福祉手当制度の充実を図るために改正しようとするものでございまして、本条例を整備するために提案したものでございます。 該当の御老人でございしますが、寝たきり老人を対象としております。

内容につきましては、第三条の八千五百円を九千五百円に改めようとするものでございます。 なお、該当者は福生市におきまして五十三人おります。

大変簡単な説明でございましたが、慎重御審議いただきまして、原案どおり御決定くださるようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 以上で質疑を終わります。

○五番(木田治男君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百四号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) お諮りいたします。

ただいま木田治男君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）

御異議なしと認めます。

よって議案第四百四号

は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（貫井喜代次君）

日程第五議案第百五号

福生市重度心身障害者

福祉手当条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（福祉事務所長 八木房雄君 登壇）

○福祉事務所長（八木房雄君）

御指名をいただきましたまして、議案第百五号

福生市重度心身障害者福祉手当条例の一部を改正する条例について、その提案理由及び内容について御説明申し上げます。

今回 都が重度心身障害者の福祉手当を充実するために改正しようとするものでございまして、本条例もやはり整備する必要が生じたために改正しようとするものでございます。

内容につきましては、第三条の五千五百円を六千円に改めようとするものでござい

ございますが、この該当者でございます精簿の方々一度から三度が当市には九人おります。身障者が一級から二級の方が百八人おりまして、合計で百十七人の方に本条例を改正いたしましたして、手当を支給しようとするものでございます。以上、簡単でございしますが、慎重審議いただきまして、原案どおり御決定くださるようお願いいたします。

○議長（貫井喜代次君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）

以上で質疑を終わります。

○五番（森田治男君）

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百五号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（貫井喜代次君）

お諮りいたします。

ただいま森田治男君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動

議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(貫井喜代次君) 御異議なしと認めます。 よって議案第百五号は

厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(貫井喜代次君) 日程第六から日程第十一までの六議案は関連があり

ますので、一括して上程いたします。

日程第六議案第百六号 東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部
を變更する規約

日程第七議案第百七号 東京都市町村職員退職手当組合規約の一部
を變更する規約

日程第八議案第百八号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組
合規約の一部を變更する規約

日程第九議案第百九号 東京自治会館組合規約の一部を變更する規約
日程第十議案第百十号 東京都市町村交通災害共済組合規約の一部を

變更する規約

日程第十一議案第百十一号 東京都市町村消防団員等災害補償等組合規
約の一部を變更する規約

以上六案を一括して議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) ただいま一括して上程されました議案第百六号東京都市
町村公平委員会共同設置規約の一部を變更する規約から、議案第百十一号
東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の一部を變更する規約までの
六議案につき、提案理由とその内容を一括して御説明を申し上げます。

本六議案はいずれも、東京都内の市町村が共同して府中市内に建設い
たしました東京自治会館が、去る五月十二日に落成いたしましたことによりま
して、議案第百六号は東京都市町村公平委員会の、議案第百七号は東京
都市町村職員退職手当組合の、議案第百八号は東京都市町村議会議
員公務災害補償等組合の、議案第百九号は東京自治会館組合の、